

## 農業用除草機械導入支援事業費補助金

市では、物価高騰対策および省力化・省人化を目的として、除草作業に必要な機械の購入に係る経費の一部を補助します。

### 補助対象者

市内に在住または事務所をおき、市内で営農し、農業収入が主たる収入である農業者

### 補助対象経費

農地等(隣接周辺の官地を含む)の除草作業に必要なと認められる機械購入費

※1台当たりの価格が10万円以上の自走式、無線式、乗用草刈機及びトラクター取付用アタッチメントに限る。

### 補助条件

- ・申請は1農業者につき1回限り
- ・類似の補助(出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業補助金等)による補助金交付を受けていないこと ※除草機械に限る。

### 補助率・補助限度額

対象経費の1/2以内  
※千円未満切捨  
(補助上限50万円)

### 申請方法

申請に必要な書類をお持ちいただくか、郵送または電子申請にて提出をお願いします。詳しくは、右記の二次元コードから市HPをご確認ください。(提出先：農業振興課)

申請期限  
5月16日(金)  
17時必着



▲詳しくはこちら



おたずね／農業振興課 TEL 21-6557

## 森林の手入れを支援します!～森林整備に関する支援のご紹介～

市では、森林環境譲与税を活用して、森林所有者や林業事業者の方が森林を整備する際の経費の一部を助成し、木材生産や林業振興、担い手育成を支援しています。

### 1. 出雲市フォレスト・サポート事業(通称:森さぼ事業)

出雲市、出雲地区森林組合、島根県木材協会出雲支部が出資し、森林所有者や林業事業者、木材事業者の支援を行います。

**対象者** 森林を所有する方または団体等、林業事業者、木材事業者

**補助内容** ・苗木の新植、保育などの事業  
・主伐、利用間伐及び運搬  
・安全防具や機械及び器具の購入  
・木工教室の開催 など

### 2. みんなでつくる出雲の森事業

一定の条件を満たした個人または団体が、市内の森林から間伐材などを自ら運び出し、市内の指定されたチップ工場へ持ち込みした場合、その作業経費の一部を市が補助します。

**対象者** (1) 出雲市に住民登録のある森林所有者  
(2) 出雲市に住民登録があり(1)から承諾を得た方

**補助内容** 3,000円/トン

### 3. いずもの林業チャレンジ支援事業

(出雲市林業担い手確保・育成支援事業)

出雲市で新たに林業に取り組む法人や任意団体に對して支援を行います。

**対象者** ・設立の日の翌年度から起算して5年以内の法人  
・林業に取り組む旨の決議があった日の翌年度から起算して5年以内の任意団体

**補助内容** 以下の費用の1/2以内、上限100万円  
(1) 安全防具の購入費  
(2) 林業機械・器具の購入及び賃貸借料  
(3) 林業 ICT システムの導入費用  
(4) 従業員の研修に関する経費



森林に関する補助制度など  
詳しくはこちら▶



おたずね／森林政策課 TEL 21-6996

# 令和7年度 市民協働事業支援補助金

(GOGOチャレンジ補助金)

## 事業提案募集!

詳しくはHPをチェック!  
市民活動支援課へお気軽に  
ご相談ください。



提案書  
提出締切  
5月9日(金)

皆さんの自由な発想によるユニークな事業提案により、  
地域社会の発展をめざします。  
※事業提案には、協働する市担当課との事前協議をお願いします。

### 補助金額

1事業あたり  
**50万円**  
を上限

補助率:  
対象経費の10/10以内

### 対象事業

- 市内で活動する市民団体で、市と協働し、地域課題の解決をめざす事業(市民活動とは公益な18分野をいう)
- 補助金交付が終了した後においても、地域の課題解決に向けて活動が継続して行われる見込みがある事業
- 他地域に広がるモデルとなりうる事業

### 対象団体

市内の市民団体・NPO法人等の非営利団体

### 事業期間

令和8年3月31日まで

### 審査方法

プレゼンテーション  
(5月下旬 審査会開催予定)

### 採択事業数

10事業(目安)

申込み・おたずね/市民活動支援課 〒693-8530 出雲市今市町70  
TEL 21-6528 FAX 21-6299  
メール [gakushu@city.izumo.shimane.jp](mailto:gakushu@city.izumo.shimane.jp)



夜間の安全安心のために!!

## 防犯灯設置を推進します

市では、夜間の安全性確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため、児童・生徒の通学路や住民の生活道路への防犯灯設置及び設置補助を行っています。

蛍光灯は令和9年までに製造が終了しますので、LED防犯灯への計画的な更新をお願いします!

### (1) LED防犯灯設置補助

町内会等によるLED防犯灯の設置(新設または更新)に対し、その設置費の一部を予算の範囲内で市が補助します。

#### ◆補助対象者

町内会及びこれに準ずる団体

#### ◆補助の内容

設置費の1/2を下記の限度額内で補助

区分		補助限度額
LED防犯灯の新設	既設柱利用の場合	2万円
	柱を新設する場合	3万5千円
LED防犯灯への更新		1万5千円

#### ◆申請から補助金交付までの流れ

- 町内会等から市へ申請書を提出(6月末〆切)  
※防犯灯の破損等により取替が必要な場合など、緊急対応が必要なものは随時受付を行いますので、着工前にご相談ください。
- 市の交付決定後に町内会等は工事を行い、施工後は実績報告を市へ提出
- 市は補助金額を確定し、町内会等へ補助金を交付

#### ◆設置後の維持管理費

電気代、修繕費等は設置者(町内会等)が負担

### (2) 市設置防犯灯

小・中学校の通学路で、おおむね50m以内に街路灯や人家、自動販売機等の照明設備がなく、防犯上必要な場所に予算の範囲内で市が防犯灯を設置します。

#### ◆設置場所

上記の条件に合う公共用地または無償使用できる民有地

おたずね/防災安全課 TEL 21-6548

#### ◆設置後の維持管理費

電気代・修繕費等は市が負担

#### ◆要望の取りまとめ方法

- 市から小・中学校へ要望調査
- 小・中学校はPTA等と調整し、市へ申請書を提出
- 市は現地調査の後、設置箇所を決定し施工

